令和７年度　加須市民の日協賛事業募集要項

加須市では、３月２３日の「加須市民の日」を記念して「市民の日協賛事業」を募集します。

１　加須市民の日とは

新加須市の誕生から５年を迎えた平成２６年１２月１１日に、「加須市民の日を定める条例」が制定され、合併日である「３月２３日」を「加須市民の日」としました。

市民の皆様が郷土の歴史と文化を振り返り、ふるさと加須市への愛着と理解を深め、市民であることを誇りに思う心を育み、魅力ある加須市を将来にわたって創っていくことを期する日とするものです。

２　加須市民の日協賛事業とは

加須市民の日を記念して行われる、市民等により構成された団体、市内の企業、公共的団体等（「市民団体等」）が主催する事業で、かつ、市民の誰もが参加でき、市内外に広く市民の日を発信できるものとします。

※ 加須市民の日を定める条例第４条「市民は、第１条（上記１の内容）の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。」

３　協賛事業の主催者・対象者について

主催者は、市民団体等の皆様とします。対象者は、市民等（市内に在住、在勤又は在学する者）を基本としますが、市民等限定でなくても構いません。

４　協賛事業の内容について

企業・各種団体等の皆様のアイディアにより企画された「加須市の歴史や文化が分かる」、「加須市民で良かった」、「加須市に住んでみたい」などと思っていただけるような内容とします。

新たなイベント等を企画していただくのはもちろん、既存のイベントを「市民の日協賛事業」として実施していただくこともできます。ただし、次のいずれかに該当するものについては、対象外とします。

（１）公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
（２）政治団体又は宗教団体のための活動であると認められるもの
（３）その他市民の日の趣旨にふさわしくないと認められるもの

５　協賛事業の募集について

原則として、１１月１日から１２月１２日まで、広報紙及びホームページ等により募集します。

６　実施条件について

（１）実施期間

おおむね３月中に事業を実施してください。

（１日のみの事業でも可とします。）

（２）事業名称

事業名の冒頭に「加須市民の日記念」を付加させて市ホームページ等に掲載することを了承していただけること。

〈例〉加須市民の日記念　〇〇〇セール

〈例〉加須市民の日記念　〇〇〇工場見学会

〈例〉加須市民の日記念　〇〇〇発表会

７　申込方法について

加須市民の日協賛事業に参加を希望する場合は「市民の日協賛事業企画書（別紙１）に必要事項を記入し、問合せ先まで郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参により、お申し込みください（持参の場合、土日、祝日を除く。）

８　協賛事業の審査について

加須市で庁内審査を実施し、審査結果については、加須市より申込者へ御連絡します。

９　協賛事業の周知について

審査により採用された協賛事業については、市ホームページ等に掲載予定です。

１０　参加に当たってのお願い・注意事項

事業実施後は、速やかに報告書（別紙２）の提出をお願いします。なお、実施した事業に関する事故、苦情等が発生した場合は、主催者の責任のもと必要な措置を講じてください。

〈申込み・問合せ先〉　〒３４７－８５０１　加須市三俣２丁目１番地１
加須市役所 総務部 総務課 庶務担当
電　話　０４８０－６２－１１１１（内線３３１）
ＦＡＸ　０４８０－６２－５９８１
E-mail　somu@city.kazo.lg.jp